

財務省告示第三百二十七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年六月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年七月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第七十
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和
三	法律及びその条項の適	二十六法律第一〇一號）第十一
四	発行方法	社債等の振替に関する法律（平
五	発行額	成十三年法律第七十五號。以下
六	払込金額	「振替法」という。の規定の適
七	最低額面金	用を受けけるものとし、その振替
八	振替単位	機関は日本銀行とする。
九	発行日	日本郵政公社法（平成十四年法
十	発行価格	律第九十七號）第二十四條第三
十一	発行利率	項第五號に規定する簡易生命保
十二	経過利率	険資金による引受け
十三	の払込み	額面金額で二百四十九億九千
十四	の経過利率	円
十五	の経過利率	五万円
十六	の経過利率	の記載又は記録は、最低額面金
十七	の経過利率	の整数倍の金額によるものと
十八	の経過利率	する。
十九	の経過利率	平成十六年六月二十五日
二十	の経過利率	額面金額百円につき百円十一銭
二十一	の経過利率	日本郵政公社総裁は、払込金額
二十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
二十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
二十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
二十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
二十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
二十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
二十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
二十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十一	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
三十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十一	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
四十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十一	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
五十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十一	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
六十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十一	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
七十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十一	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
八十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十一	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十二	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十三	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十四	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十五	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十六	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十七	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十八	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
九十九	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額
一百	の経過利率	に日本郵政公社総裁は、払込金額

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.4 \times 5}{100 \times 365}$$

十三 初期利子

平成十六年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成三十六年六月二十日

十六 元金

日本銀行

十七 払込期日

平成十六年六月二十五日